

# 総務教育常任委員会資料

(令和4年12月2日)

## 〔件名〕

- ・令和3年度の業務適正化（内部統制）の評価結果について  
【行政監察・法人指導課、行財政改革推進課】・・・2
- ・令和4年度第2回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について  
【行財政改革推進課】・・・別冊
- ・鳥取県立人権ひろば21の指定管理者の選定方法について  
【人権・同和対策課】・・・別冊

総 務 部

# 令和3年度の業務適正化（内部統制）の評価結果について

令和4年12月2日  
行政監察・法人指導課  
行財政改革推進課

業務適正化（内部統制）について、令和3年度の取組に対する評価結果を取りまとめ、監査委員の意見を付して報告します。（※監査委員の意見は、別途監査委員事務局から報告します。）

## 1 評価方法

評価所管課（行政監察・法人指導課）が対象事務の制度所管課の実施する実地検査に適宜同行し、未然防止策の実施状況や不適切な事務の発生状況を把握するとともに、各所属で実施する自己点検の結果からリスク発生の可能性を確認し、評価した。

## 2 評価結果

### (1) 全庁的評価（業務適正化を推進するための体制や制度）

統制環境やリスクの評価・対応など6つの基本的要素は概ね適正又は適切に行われており（※）、不備及び重大な不備は認められなかった。

（※）いずれの項目も適正又は適切と評価したものの、制度的欠陥により大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性の高いものはなかった、もしくは運用上の不備により結果的にそういった不利益を生じさせたものはなかったというものであり、実地検査や自己点検の結果のとおり不適切な事務が生じている以上、より有効性の高い仕組みとなるよう不断の点検等が必要である。

### (2) 業務レベルの評価（財務、個人情報管理、公文書管理、情報管理の4業務）

#### ア 実地検査及び自己点検結果（表中括弧書きは前年度数値）

区分	実施所属数	不適切確認所属数	不適切事務件数
実地検査	72 (76) 所属	16 (32) 所属	20 (53) 件
自己点検	221 (218) 所属	95 (114) 所属	306 (417) 件

#### イ 上記のうち、量的重要性又は質的重要性(※3)の高い事務の項目（表中括弧書きは前年度数値）

重大な不備(※1)	不備(※2)	不適切な事務はあったが、既に適切な対策が取られているもの	合計
0 (0) 件	0 (1) 件	4 (2) 件	4 (3) 件

(注) ※1 重大な不備：県や県民に対して大きな経済的・社会的な不利益となる不適切な事務が生じ、又は生じる蓋然性が高いもの

※2 不備：対応策が十分でなく、不適切な事務を今後も生じさせる恐れがあるもの

※3 量的重要性：県又は第三者に損害を発生させるもの、発生割合の高いもの

質的重要性：懲戒処分の指針に該当するもの、県民の生命・健康その他安全に影響するもの

#### ウ 「不適切な事務のうち量的及び質的重要性の高かったもの」及び「その対応策に対する評価」

①イのうち、「量的重要性の高かったもの」は4項目あり、「質的重要性の高かったもの」はなかった。

\* 4項目の内容（調定事務の遅延や誤り、支払いの遅延、予定価格調書の作成漏れ、個人情報の流出）

②上記の量的重要性の高かった4項目に対する対応策は、いずれも当該不適切な事務の原因に対して「妥当」であり（※）、不備及び重大な不備は認められなかった。

（※）対応策の評価はいずれも「妥当」としたが、これは「対応策の不十分さを原因として不適切な事務を今後も生じさせる恐れがあるもの」はないと判断したものであり、対応策が完全であると評価したものではない。引き続き業務適正化に取り組む中で、不適切事務をより一層抑制させ得る有効な対応策を模索し続ける必要がある。

### (3) その他

評価基準日以降の令和4年5月13日に、県が行う国費受入れ手続に不備があり、国土交通省所管の道路事業補助金約24.8億円が収入未済となった重大事案が発覚。当該事案については、速やかに再発防止に向けた取組を進めているところである。

## 3 評価結果及び監査委員の意見に対する取組

業務適正化推進本部会議（11月30日開催）において評価結果を全庁に周知し、評価結果を踏まえて、制度の定着や内部統制が有効に機能する庁風づくりに向けた具体的な取組を進めていくことを確認した。

また、11月25日に知事に提出された監査委員からの意見を踏まえ、重要度の高いリスクと未然防止策及び業務点検チェックリストの点検を行うことや、国費事務について全庁的に適正化を図っていくことなどを確認した。